

# 新型コロナウイルス感染拡大防止対策ガイドライン

2020年8月修正 長野県社会福祉士会

## 1 研修事業等に関する方針

集合時の感染リスクを避けるために、E-ラーニング(インターネットでの動画視聴学習)やオンライン等を活用した遠隔研修を取り入れ、集合研修時にはしっかりと感染防止対策を講じて、「会員の学びの機会を止めない」ように今年度の研修事業を行う。

## 2 主催研修会等において、集合研修開催の可否判断

長野県新型コロナウイルス感染症対策・感染警戒レベルに応じて次により判断する。

### (1) 警戒レベル1以下の発令の場合

本会の定める「新型コロナウイルス感染症対策チェックシート(令和2年8月修正 長野県社会福祉士会)」に則った予防措置を行ったうえで実施する。

実際に研修を行う研修会場の区域において、会場の利用休止など、感染拡大防止の措置が取られている場合はそちらを優先する。

### (2) 警戒レベル2以上の発令の場合

研修会場の区域が上記警戒レベルの区域(以下「警戒区域」という。)内の場合は中止とする。

参加者の勤務地や住居地が警戒レベル2以上の地域にある場合は、参加できないものとして、研修会は開催する。

## 3 集合研修開催のための留意事項

(1) 長野県が提唱する「新たな日常のすゝめ」にのっとり、感染防止の3つの基本や、「3つの密」を回避するなどの対策を講じて、研修会の準備及び開催を行うこととする。

\* 詳細は、新型コロナウイルス感染症対策チェックシートを確認の上、準備から周知事項を徹底すること。

(2) 参加者の勤務地や住居地が警戒レベル2以上の地域にある場合や感染者の多い地域の県外者には、研修に参加できないものとして事前に周知する。

(3) 長野県新型コロナウイルス感染症対策・感染警戒レベルが上がる恐れがある場合は、集合研修の開催を中止とし、オンライン等を活用した代替え遠隔研修が困難な場合は、中止にすることを事前に周知する。

## 4 その他

長野県新型コロナウイルス感染症対策・感染警戒レベルにのっとり、研修会を中止する場合には、本会が定める「研修会開催中止等判断基準 4. 5. 6」に準じて対応する。